

公 示 日：2026年5月27日（水）

調達管理番号：26a00290

国 名：ネパール国、モザンビーク国、エチオピア国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ

調 達 件 名：ネパール国ガンダキ州における SHEP アプローチに基づく高付加
価値産品促進プロジェクト、モザンビーク国市場志向型都市近郊園芸
栽培推進プロジェクト（MOZ-SHEP）及びエチオピア国市場志向型小
規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2（ジェンダー主流化）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：ジェンダー主流化
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）全体期間：2026年7月下旬から2026年12月中旬
- （5）業務人月：

ネパール 1.25

モザンビーク 1.50

エチオピア 1.28

業務日数：

| | 準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
|--------|------|------|------|
| ネパール | 3日 | 24日 | 6日 |
| モザンビーク | 5日 | 30日 | 5日 |
| エチオピア | 4日 | 28日 | 3日 |

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

実施中の以下 3 案件において、ジェンダー主流化の観点から、課題分析、関連研修・啓発の実施等を通じ、プロジェクトの成果・持続性の向上を図るもの。各案件ごとの具体的な背景等は以下の通り。

【ネパール】

ネパールにおける農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ネパールは南アジアに位置する内陸国であり、ヒマラヤ山脈を含む多様な地形を有する。2023 年には国民の約 6 割¹が農業に従事し、国内総生産（Gross Domestic Product: GDP）の約 21%²を占める農業セクターは食料安全保障や雇用創出において重要な役割を果たしている。

一方、約 0.5ha 未満の小規模農家³が全農家の約 6 割を占めており⁴、栽培技術が低く金融アクセスが限られていること等により農業生産性の低さが課題となっている。また、国土に占める耕作可能面積が 21%⁵に過ぎず、地形が険しく農地が分散しているため、大規模な灌漑整備や機械化が困難であることも生産性の低さの要因である⁶。更に、小規模農家は農産品の適切な販売先を確保できず市場アクセスが限られているため、収益に直結しないことも課題である⁷。

こうした課題に対し、同国政府は、2015 年に「農業発展戦略（Agriculture Development Strategy 2015-2035: ADS）」を策定、農家の生産性向上と収益向上のため、特に付加価値の高い園芸製品の生産と市場アクセス改善を推進し⁸、そのための農業普及活動の強化を図ってきた。同国政府の農業セクター政策に対し、JICA は小規模園芸農家が市場志向型農業を実践し、収入増を目指すことを目的とした農業普及手法である SHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）アプローチ⁹に基づき「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト（SRC-CAP）」（2015～2020 年）を実施した。我が国は無償資金協力により、肥沃な農業生産地帯である南部タライ平原と首都カトマンズ近郊を繋ぐ約 160km の「シンズリ道路」建設を支援、2015 年に全線開通した。SRC-CAP では、同道路沿線のバグマティ州貧困 4 郡において SHEP アプローチを通じ小

¹<https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=NP>

²<https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=NP>

³<https://faolex.fao.org/docs/pdf/NEP228585.pdf>, p.26.

⁴<https://farmertofarmer.crs.org/wp-content/uploads/2022/11/CRS-F2F-Nepal-2022-Small-Farms-Conference-Report.pdf>

⁵ agriculture-diary-2081-file-2081-03-2pdf-6568-329-1719146649.pdf “Agriculture and Livestock Diary 2081” p.2

⁶https://climateknowledgeportal.worldbank.org/sites/default/files/2019-06/CSA_Profile_Nepal.pdf

⁷<https://www.uncdf.org/article/6470/improving-smallholder-farmers-productivity-and-income-with-digital-innovations>

⁸ [Agriculture Development Strategy ADS 2015-2035 Part 1.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/shep/)

⁹<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/shep/>

規模園芸農家の市場アクセス改善等による収入向上の成果を上げた。また、同国東部コシ州で実施中の「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」(2019～2025年)においても SHEP アプローチを活用し市場志向型農業を推進している。

同国中央部に位置するガンダキ州は、第二の都市である観光地ポカラを有し外国人観光客向けの需要が見込まれるが、平地面積が少なく野菜生産量は全7州中6位である(2021/2022年)¹⁰。それでも、中部丘陵地帯では標高差を活かしキャベツやカリフラワーといった冷涼な気候を好む高原野菜や、かんきつ類、コーヒー等の付加価値の高い商品作物の生産ポテンシャルは大きい。道路アクセス改善による物流増も見込まれており¹¹、SHEP アプローチを活用した市場志向型農業振興が期待される。こうした背景の下、同国政府は SRC-CAP の成果を踏まえ、本事業「ガンダキ州における SHEP アプローチに基づく高付加価値産品促進プロジェクト(以下 Gandaki-SHEP プロジェクト)」を我が国に対し要請し、2025年12月より開始されている。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

本業務従事者は、ネパールにおける農業分野のジェンダー課題を踏まえ、Gandaki-SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化を推進することを目的として業務を担当する。現地の制度・慣行を踏まえつつ、プロジェクトにおけるジェンダー主流化の現状と課題を整理し、SHEP 研修及び普及活動にジェンダー視点を適切に反映するための支援を担当する。

【モザンビーク】

モザンビーク共和国(以下、「モザンビーク」という。)の農業部門は国内総生産(GDP)の約28%(2021年)を占める重要なセクターである。近年、モザンビーク政府は園芸振興を進めており、農業生産性や競争力向上、農産物市場の活性化等を目標に掲げ、目標達成のための優先計画の一つとして、小規模農家を持続可能で競争力を有するバリューチェーンに結びつけていくとしている。

一方で、モザンビークで農業普及員による指導を受けている中小規模農家の割合は7%程度に過ぎず、農家は農業技術に関する知識や情報不足に起因する低収量、低品質等の課題を抱えている。販売面でも市場価格に関する情報を得ている農家は4割程度とみられ、多くの農家は適正価格での販売ができていない。

上記背景から、農家による市場を意識した生産を促進し、対象小規模農家の所得向上、及び都市部の農産物、特に野菜の需要に対応できるようになることを目

¹⁰[Statistical-Information-on-Nepalese-Agriculture-2078-79-2021-22_nshqppj.pdf](#) p.141

¹¹[Road network expansion receives top priority in Gandaki | Ratopati | No.1 Nepali News Portal](#)

指すため、マプト首都圏のマプト市役所、マトラ市役所、ボアネ町役場を主な実施機関とした「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト」（以下、MOZ-SHEP）が2024年6月から開始された。プロジェクトでは2025年10月にジェンダー主流化専門家を約2カ月間派遣し、第1バッチと第2バッチのマスタートレーナー、普及員等に対して2日間のSHEPジェンダー啓発研修（Training of Trainers: TOT）を実施した。本業務従事者はその活動を引き継ぐジェンダー主流化専門家として、第3バッチを対象としたTOT研修の実施支援、第1、第2バッチのジェンダー啓発研修のフォロー及び教材改訂、ファシリテーター育成等を担当する。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

【エチオピア】

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）は、人口の79.2%（2018年）が農村部に暮らし、雇用の約67%（2019年）を農業が生み出している。農業のGDPに占める割合は約38%（2021年）であるものの、農業は毎年7%弱の堅調な成長を遂げており、エチオピアの経済を牽引する最も重要なセクターとされている。2021年に国会承認されたエチオピアの長期経済計画である10カ年開発計画（2021～2030年）では、2030年までの開発方針として「生産性と競争力の強化」を打ち出し、農業セクターにおいては農家の生計向上、付加価値のある農産物の輸出、農村での雇用機会の創出等に取り組むとしている。その中で、重点分野の1つとして園芸作物振興が定められており、特に灌漑栽培や都市近郊農業の振興によって園芸作物の生産拡大を目指すとしている。さらに、2017年に策定された国家農業普及戦略及び国家園芸開発マーケティング戦略でも、農業の競争力強化のため園芸作物振興に取り組むとしている。しかし、具体的な普及手法は明確になっておらず、職員の技術力不足や市場志向型農業に対する理解不足といった課題のため、農業普及の現場では市場ニーズをとらえた栽培指導が行われない状況が続いていた。

このような状況下、同国政府は、市場志向型農業振興の普及手法であるSHEPアプローチをエチオピアで実践すべく、技術協力プロジェクト「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（2017～2023年）（以下、「Ethio-SHEP フェーズ1」という。）を要請、市場志向の農業普及強化に取り組んだ。フェーズ1では、アムハラ州、オロミア州の2州を対象とし、小規模園芸農家の栽培技術、販売力、経営力を強化することにより、対象農家の園芸作物販売収益が平均で2倍以上向上

した。また、同国政府の園芸普及文書へ SHEP アプローチの考え方が反映され、上記 2 州ではカウンターパート（以下、「C/P」という。）の自助努力によりプロジェクト対象地域以外でも SHEP アプローチを取り入れた活動が行われるようになっている。この成功を受け、同国政府は、より広範囲での持続可能な政府園芸普及システムへの改善及び他開発パートナー等への SHEP アプローチの波及を目指し、「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ 2」（以下、「Ethio-SHEP フェーズ 2」という。）の実施を要請し、2023 年 8 月より開始されている。

本業務従事者はジェンダー主流化専門家として、2025 年 12 月に実施済みのジェンダー啓発研修（ToT）対象地域での普及モニタリング及び第 1 バッチ対象地域におけるグッドプラクティスの収集、またスケールアップ研修におけるジェンダー啓発研修の内容の検討・教材改定支援を担当する。なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

【ネパール】

本専門家は、他の専門家および C/P と協働して活動を計画・実施することを通じ、Gandaki-SHEP プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下のとおりである。

- Gandaki-SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化の課題が整理され、SHEP 研修・普及活動への反映が促進される。
- ジェンダー研修や農家グループ活動を通じ、関係者のジェンダー視点に対する理解と実践力が向上する。
- ジェンダー配慮により、農家の参加促進と裨益の公平性が高まり、プロジェクト成果の質と持続性が強化される。

【モザンビーク】

本専門家は、他の専門家及び C/P と協働して活動を計画・実施することを通じ、MOZ-SHEP プロジェクト全体の効果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下の通りである。

- これまでのジェンダー関連の活動状況を踏まえて当該プロジェクトのジェンダー主流化の現状と課題が整理され、プロジェクトチームや C/P 等の関係者間で共有されることで、研修・普及活動においてジェンダー視点を踏まえた改

善が図られる。

- ジェンダー研修の実施や現場での普及活動を通じて、関係者のジェンダー配慮に対する理解と対応力が向上する。

【エチオピア】

本専門家は、他の専門家及び C/P と協働して活動を計画・実施することを通じ、Ethio-SHEP2 プロジェクト全体の効果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下の通りである。

- 当該プロジェクトにおけるジェンダー主流化の現状と課題が整理され、プロジェクトチームや C/P 等の関係者間で共有されることで、研修・普及活動においてジェンダー視点を踏まえた改善が図られる。
- ジェンダー研修や現場での普及活動を通じて、関係者のジェンダー配慮に対する理解と対応力が向上し、ジェンダー主流化の取り組みが関係機関における農業普及業務として定着するとともに、その持続性が強化される。

4. 業務の内容

【ネパール】

本業務の業務従事者は、Gandaki-SHEP プロジェクトにおけるジェンダー分野の活動方針に基づき、長期専門家及び C/P と協力して、以下、Gandaki-SHEP のジェンダー主流化に係る業務を支援する。

- ① プロジェクト対象のガンダキ州におけるジェンダー主流化の現況確認。
- ② 2026 年 6 月に実施されたジェンダー研修について、第 1 バッチ対象地域であるガンダキ州カスキ郡並びにタナフン郡でのジェンダー主流化活動のモニタリング調査の実施。
- ③ ②の結果に基づき、必要に応じて 2027 年 1 月に予定している第 2 バッチでのジェンダー研修に向けた研修モジュールの検討と改訂案の提案。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2026 年 7 月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ネパール農村開発分野におけるジェンダー主流化の現状と課題を把握する。
- ② また、これまでネパールでの他の SHEP 関連案件において実施してきたジ

エンダー分野のプログラムに関する活動の概要やこれまでに作成したマニュアル、ガイドラインを把握・分析し、課題を抽出する。Gandaki-SHEPにおけるジェンダー研修内容並びに教材について確認する。

- ③ 現地業務のワーク・プラン（和文・英文）を作成しJICA経済開発部による確認後、電子データで提出する。併せて、JICAネパール事務所及びC/P機関にも電子データを送付する。

(2) 現地業務（2026年8月上旬～2026年8月下旬）

- ① JICAネパール事務所へワーク・プランの説明を行う。
- ② ワーク・プランに基づきプロジェクト専門家並びにC/Pと現地業務期間中の業務内容について確認する。
- ③ ガンダキ州農業・土地管理・協同組合省内ジェンダー担当者を訪問し、同省のジェンダー主流化にかかる方針並びにジェンダー研修の状況を把握する。
- ④ プロジェクトがSHEPアプローチ研修を実施している第1バッチ対象郡（2郡）農業開発事務所と地方自治体を訪問し、聞き取りと資料収集に基づき同郡と同自治体におけるジェンダー主流化（方針、研修）についての状況を把握する。
- ⑤ 当該郡における第1バッチ対象農家グループを訪問し、農民に対して聞き取り調査を行い、ジェンダー主流化の現状と課題を把握する。
- ⑥ 上記③～⑤の調査結果に基づき、より効果的な研修内容案（教材を含む）を作成し、ガンダキ州農業・土地管理・協同組合省内ジェンダー担当者を含むC/Pと協議、内容の確認を行う。
- ⑦ 業務内容および結果をC/Pに報告し、承認を得る。
- ⑧ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（ドラフト版/英語及び日本語）を作成し、プロジェクトによる確認を得た上で、JICAネパール事務所及びJICA経済開発部に提出し、業務結果を報告する。

(3) 整理業務（2026年11月上旬～11月下旬）

JICA経済開発部に対して現地業務結果報告書（清書版/英語・日本語）を提出し、必要に応じて口頭で説明を行う。現地業務結果報告書の作成にあたっては、JICA経済開発部による確認に要する時間を考慮の上、ドラフト提出から最終化までの日程について、事前にJICA経済開発部と打合せを行う。

【モザンビーク】

本業務従事者は、事業対象地域であるマプト市、マトラ市、ボアネ町の各地方自治体、マプト州農業事務所、農業・環境・水産省（MAAP）社会・環境保護室及びジェンダー・子ども・社会活動省（MGCAS）国家ジェンダー局のジェンダー担当官、上記各関係機関の C/P 及びプロジェクト専門家と協力し、以下、SHEP ジェンダー主流化に係る業務を支援する。

- ① 第 1 バッチ及び第 2 バッチを対象としたジェンダー啓発研修の実施状況のフォローアップと研修教材の改訂を行う。
- ② 第 3 バッチを対象とした SHEP ジェンダー啓発研修（ToT）の企画・実施支援を行う。
- ③ ジェンダー啓発研修の持続的実施に向け、ファシリテーターの育成支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 7 月下旬～8 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー及び関連 NGO 等の報告書、モザンビーク政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、モザンビークの農業分野におけるジェンダー主流化の現状と課題を把握する。また、これまで MOZ-SHEP 第 1、第 2 バッチにおいて実施してきたジェンダー主流化に関する活動の概要をプロジェクト報告書等に基づき把握・分析し、課題を抽出する。あわせて、MOZ-SHEP のジェンダー主流化研修内容や教材について確認する。
- ② JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所及びプロジェクト専門家と連絡・調整の上、本業務従事者が主体的に調査計画（調査項目、対象、手法及びスケジュールを含む）を作成する。具体的には以下を実施する。
 - （イ）関係機関（農業省、マプト州農業局、マプト市、マトラ市、ボアネ町）、ドナー及び NGO の各レベルにおけるジェンダー主流化への取組みに係る調査、
 - （ロ）第 1、第 2 バッチ農家グループを対象とした現地調査（サンプリング調査）
 - （ハ）MOZ-SHEP のジェンダー主流化分野の今後の活動方針の提案
- （ニ）第 3 バッチを対象に実施されるジェンダー啓発 ToT の実施に向けた支援の各業務内容
- （ホ）上記の実施に必要なスケジュール調整、を整理する。

なお、(イ)～(ニ)の実施のための予算に関係する事項(研修参加者の規模や必要資材、通訳手配を要する聞き取り調査の大まかなスケジュール等)については、第3四半期のプロジェクト予算申請に影響するため、9月中旬までにはプロジェクト専門家に連絡・調整すること。

- ③ ワーク・プラン(和文・英文)を作成し、JICA 経済開発部による確認後、電子データで提出する。電子データで提出する際は、ポルトガル語に機械翻訳したものを加えること。併せて、JICA モザンビーク事務所、プロジェクトにも同様の電子データ(和文・英文・葡文(機械翻訳))を送付する。なお、C/P 機関への送付については、プロジェクトが葡文(機械翻訳)を確認後、プロジェクトから送付する。

(2) 現地業務(2026年10月上旬～11月上旬)

- ① JICA モザンビーク事務所及び C/P 機関へワーク・プランの説明を行う。
- ② 省庁レベルにおける農業分野のジェンダー主流化の取組み(特に、2025年9月～11月に実施された調査時点からの変更点)を調査する。
- ③ 事業対象地域レベルのマプト州農業局及び地方自治体(マプト市役所、マトラ市役所、ボアネ町役場)の農業分野におけるジェンダー主流化の取組み(特に、2025年9月～11月に実施された調査時点からの変更点)を調査する。あわせて、プロジェクトが実施したジェンダー啓発 ToT に係る職員や普及員の理解度や効果、改善点を確認するとともに、実際の業務における活用状況及び定着度、並びにその要因を分析する。
- ④ 第1バッチ、第2バッチ農家グループに対して聞き取り調査(調査項目及び質問票の作成を含む)を実施し、ジェンダー主流化の現状と課題、普及員が実施したジェンダー主流化に係る農家向け研修の理解度や効果(農家の行動変容等)、今後の ToT や農家研修で改善を要する点等を整理・分析する。なお、本聞き取り調査は、マプト市2グループ、マトラ市1グループ、ボアネ町2グループ程度(第1バッチ、第2バッチ混合)を目安に、第1・第2バッチ対象農家グループの活動進捗等を踏まえて調査対象グループを選定し、調査する。調査対象農家グループの選定及び調査の実施は、事前にプロジェクトから第1・第2バッチ対象農家グループに係る情報を本業務従事者に提供の上で、本業務従事者が行うものとする。また、調査の実施にあたっては、各地区の C/P 機関職員等の同席を可能な範囲で得て、調査手法や分析の視

点を共有することにより、C/P の能力強化にも資する形で実施することが望ましい。

- ⑤ 他ドナー及び NGO が実施する農業分野の類似案件におけるジェンダー主流化の取組み(特に、2025 年 9 月～11 月に実施された調査時点からの変更点)を調査する。
- ⑥ MOZ-SHEP における、ジェンダー主流化分野の今後の活動方針(計画・実施方法・投入計画、ファシリテーター候補者)を提案する。ファシリテーターについては、今後モザンビーク政府側で ToT を継続できるよう、既存の普及体制の中で ToT 講師となる人材を特定すること。
- ⑦ MOZ-SHEP における、ジェンダー主流化に係るモニタリング方法(指標、データ収集方法、頻度等)を C/P 機関及びプロジェクト専門家と協議の上、具体的に整理し、本業務従事者の渡航終了後においてもプロジェクトによって適切なモニタリングがされるよう、必要な調整を行う。なお、プロジェクトが行っている通常のモニタリング方法を把握した上で、それを補完し、実際の運用が可能なモニタリング方法を提案すること。
- ⑧ ①～⑤をもとに、第 3 バッチを対象に実施される ToT の実施に向けた支援として、本業務従事者が ToT 及び農家向け研修カリキュラムの設計、ToT 教材(改訂含む)案の作成及びファシリテーター育成を主導的に実施する。なお、ToT 教材については、第 1・第 2 バッチ ToT 用に作成されたパワーポイント教材を、②、③の結果を踏まえ必要に応じて改訂する。農家研修教材(紙芝居及び研修実施手順書)については、プロジェクトにて作成中のマテリアル案を踏まえ、本業務従事者が内容の妥当性及び現場での実施可能性の観点から検証を行い、必要な改良及び内容の精緻化を行う。また、ToT の際には、これら農家研修教材の使い方に関する説明セッションも研修プログラムに組み込むこと。ToT の実施支援においては、特定された ToT 講師候補が今後自律的に研修実施できるレベルになれるよう必要な指導(研修実施方法、ファシリテーション、教材活用方法等)を行うこと。また、ファシリテーター育成にあたっては、言語面や実施体制に配慮しつつ、講師候補が研修の一部を担当する機会を可能な範囲で設けるなど、実践を通じて能力強化を図ること。また、ToT 及び農家研修の実施にあたっては、研修全体の時間制約や現場での実施可能性を踏まえ、既存の研修内容を前提としつつ、内容の優先順位付けや構成の見直しを行い、複数の研修実施パターン(例：標準版及び短

縮版)について整理し、提案すること。

- ⑨ JICA モザンビーク事務所及び JICA 経済開発部に現地業務結果報告書(英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、各地方自治体の C/P 機関に対する説明方針について打合せを行う。
- ⑩ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、ポルトガル語に機械翻訳しプロジェクトによる確認を得た上で、C/P 機関に英文、葡文を提出し、報告する。

(3) 整理業務(2026年11月上旬~2026年11月下旬)

JICA 経済開発部に対して現地業務結果報告書(和文)を提出し、必要に応じて口頭で説明を行う。現地業務結果報告書の作成にあたっては、JICA 経済開発部による確認に要する時間を考慮の上、ドラフト提出から最終化までの日程について、事前に JICA 経済開発部と打合せを行う。

【エチオピア】

本業務従事者は、Ethio-SHEP フェーズ 2 におけるジェンダー分野の活動方針に基づき、プロジェクト専門家及び C/P と協力して、以下、Ethio-SHEP ジェンダー主流化に係る業務を支援する。

- ① 2025年12月に実施された第3バッチ対象地域向けのジェンダー啓発研修(ToT)の参加者による、農家への実践状況のモニタリングとフォローアップを実施する。
- ② 第1バッチにおけるグッドプラクティスの収集にかかる調査フォーマットを作成・実施する。
- ③ 4年目以降に実施されるシダマ州、中部エチオピア州、南部エチオピア州の3州を対象にしたスケールアップ研修におけるジェンダー啓発研修の内容・教材(マニュアル)を検討する。

(1) 準備業務(2026年7月下旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エチオピア政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、エチオピア農村開発分野のジェンダー主流化の現状と課題を把握する。
- ② Ethio-SHEP フェーズ 1 およびフェーズ 2 において実施してきたジェンダー

分野のプログラムに関する活動の概要を把握・分析し、課題を抽出する。また、現フェーズ2におけるジェンダー研修内容並びに教材について確認し、必要に応じて改善点を明確にする。

- ③ プロジェクト活動の進捗状況を踏まえ、現地業務の活動計画について、プロジェクト専門家、JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所と検討する。
- ④ 現地業務のワーク・プラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認の後、電子データで提出する。併せて、エチオピア事務所及び C/P 機関にも電子データを送付する。

(2) 現地業務（2026年9月上旬～2026年10月上旬）

- ① JICA エチオピア事務所及び C/P 機関へワーク・プランの説明を行う。
- ② ワーク・プランに基づき、プロジェクト専門家並びに C/P と現地業務期間中の業務内容について確認する。
- ③ エチオピア農業省内ジェンダー担当部署との協議を通じて、農業省のジェンダー主流化にかかる方針並びにジェンダー研修の最新の状況を把握する。
- ④ 第3バッチ対象地域の農家グループを訪問し、2025年12月のジェンダー研修（ToT）後に実施された農家研修の実践状況について聞き取り調査を行い、ジェンダー主流化に関する取組の進捗及び課題を把握する。
- ⑤ 第1バッチ対象地域の農家グループを訪問し、ジェンダー分野におけるグッドプラクティス情報を収集し、成果を取りまとめる。
- ⑥ 上記④、⑤の調査結果を踏まえ、ジェンダー研修内容および関連教材の改善点を整理し、4年目以降に実施されるシダマ州、中部エチオピア州、南部エチオピア州の3州を対象にしたスケールアップ研修におけるジェンダー啓発研修の内容・教材（マニュアル）の検討をプロジェクト専門家および C/P とともに行う。
- ⑦ ④、⑤のモニタリング結果を踏まえ、Ethio-SHEP2におけるジェンダー分野での取り組みの成果・課題・改善点の分析を行い、得られた教訓や改善点を現地業務結果報告書に取りまとめる。
- ⑧ 業務内容および結果を C/P に報告し、承認を得る。
- ⑨ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英語）を作成し、プロジェクトによる確認を得た上で、JICA エチオピア事務所及び JICA 経済開発部に報告する。

(3) 整理業務 (2026年11月上旬～11月下旬)

JICA 経済開発部に対して現地業務結果報告書 (和文) を提出し、必要に応じて口頭で報告を行う。現地業務結果報告書の作成にあたっては、JICA 経済開発部による確認に要する時間を考慮の上、ドラフト提出から最終化までの日程について、事前に JICA 経済開発部と打合せを行う。

【全プロジェクト共通】

(1) 全体整理業務 (全プロジェクト共通の取りまとめ) (2026年12月上旬～12月中旬)

専門家業務完了報告書を取りまとめ、JICA 経済開発部に提出する。必要に応じて口頭で説明を行う。

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

| | |
|-----------|---|
| 類似業務経験の分野 | 農村でのジェンダー主流化 (SHEPアプローチに係るプロジェクトにおけるジェンダー主流化に関する調査や専門家経験を高く評価する。) |
| 対象国及び類似地域 | ネパール、モザンビーク、エチオピアを含む全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 (スペイン語やポルトガル語ができると望ましい) |

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名 | 提出時期 | 提出先 | 部数 | 言語 | 形態 |
|-----------------------|--------------|---------------------------|----|-------------|-------|
| ワーク・プラン (各現地業務開始時) | 各現地業務 開始時 | JICA 経済開発部 | — | 英語、日本語 | 電子データ |
| | | JICA ネパール、エチオピア、モザンビーク事務所 | — | 英語、ポルトガル語*3 | 電子データ |
| | | プロジェクト、C/P 機関 | — | 英語、ポルトガル語*3 | 電子データ |

| | | | | | |
|------------------|----------------------|---------------------------|---|-----------------|-------|
| 現地業務結果報告書 | 各現地業務 期間終了時 *1 | JICA 経済開発部 | — | 英語、日本語 | 電子データ |
| | | JICA ネパール、エチオピア、モザンビーク事務所 | — | 英語、日本語、ポルトガル語*3 | 電子データ |
| | | C/P 機関 | — | 英語 | 電子データ |
| 専門家業務完了報告書 *2 | 契約履行期 限末日 | JICA 経済開発部 | — | 英語、日本語 | 電子データ |
| | | JICA ネパール、エチオピア、モザンビーク事務所 | — | 英語、日本語 | 電子データ |

*1：ネパールの現地業務結果報告書について、ドラフト版（英語・日本語）を現地渡航期間中に作成・提出し、清書版（英語・日本語）をモザンビーク業務渡航後（11月以降）に整理業務として作成・提出することを想定しています。また、エチオピアの現地業務結果報告書についても、英文は現地渡航期間中に作成・提出し、和文はモザンビーク業務渡航後（11月以降）に整理業務として作成・提出することを想定しています。

*2：C/Pと協働して作成した研修カリキュラム及び研修教材集については各次現地業務結果報告書に参考資料として添付して提出することとします。また、各国での活動はそれぞれ別の章に分けて記載することとします。

*3：ポルトガル語はモザンビークのみ対象とします。

6. 業務上の特記事項

（1）業務日程／執務環境

【ネパール】

① 現地業務日程

現地業務は2026年8月2日～8月25日を予定しています。

② 現地での業務体制

本プロジェクトの専門家構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（長期専門家）
- イ) 園芸生産（長期専門家）
- ウ) 業務調整／研修（長期専門家）
- エ) ジェンダー主流化（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：現地業務における移動車両はプロジェクトが提供
- エ) 通訳備上：ネパール語 - 英語もしくは日本語通訳は、プロジェクトが提供
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト長期専門家及び JICA ネパール事務所によるスケジュールアレンジ及び必要に応じて同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：あり

【モザンビーク】

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 10 月 3 日～11 月 1 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本プロジェクトの専門家構成は、以下のとおりです。

- ア) 業務調整／研修（長期専門家）
- イ) 園芸生産 2（短期専門家、2026 年 4 月時点で契約手続き中）
- ウ) ジェンダー主流化（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：現地業務における移動車両はプロジェクトが提供
- エ) 通訳備上：現地語もしくはポルトガル語-英語の通訳をプロジェクトで提供
- オ) 現地日程のアレンジ：現地業務開始時における C/P 機関との表敬、協議についてのみ、スケジュールアレンジをプロジェクトが行う。それ以降のスケジュールアレンジについては、本業務従事者が行う。
- カ) 執務スペースの提供：あり

【エチオピア】

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 9 月 5 日～10 月 2 日を予定しています。

② 現地での業務体制

本プロジェクトの専門家構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（長期専門家）
- イ) 野菜栽培／モニタリング・データ分析／研修（長期専門家）
- ウ) 業務調整（長期専門家）
- エ) ジェンダー主流化（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：現地業務における移動車両はプロジェクトが提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトにて調整を行う
- カ) 執務スペースの提供：あり

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 1 グループから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ネパール国「ガンダキ州における SHEP アプローチに基づく高付加価値産品促進プロジェクト」事前評価表
- ・モザンビーク国「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト (MOZ-SHEP)」事前評価表
- ・エチオピア国「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ 2」事前評価表
- ・ネパール国「ガンダキ州における SHEP アプローチに基づく高付加価値産品促進プロジェクト」詳細計画策定結果報告書
- ・エチオピア国「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ

2」詳細計画策定結果報告書

・2024-2025 年度「エチオピア連邦民主共和国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2 モザンビーク共和国市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト ジェンダー主流化短期専門家業務完了報告書」

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・モザンビーク国 「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト (MOZ-SHEP)」詳細計画策定結果報告書

libopac.jica.go.jp/images/report/1000053666.pdf

・エチオピア国「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定結果報告書

・The project for smallholder horticulture farmer empowerment through promotion of market-oriented agriculture (Ethio-SHEP) : project completion report

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049697.pdf>

7. 選定スケジュール

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|--------------------|------------------|
| 1 | 簡易プロポーザル、見積書の提出期限日 | 2026年6月10日 12時まで |
| 2 | 評価結果の通知日 | 2026年6月19日 まで |

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査 (SHEP アプローチ) (調達管理番号：23a00998、22a00982、21a01214) の受注者 (株式会社アイエムジー) 及び同業務の業務従事者

(2) 必要予防接種：

【ネパール】黄熱に感染する危険のある国から来る、生後 9 か月以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求さ

れています。

【モザンビーク】黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

【エチオピア】黄熱感染地域からエチオピアに入国する1歳以上の旅行者に、黄熱予防接種証明書が必要としています。通常 Bole 空港でイエローカードの提示を求められることはありませんが、エチオピアから出国後、他国入国時や、経由地で提示を求められることがあります。

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価（月額上限額）の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は各国ごとに「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料 2 報酬単価表」の「業務人月≦〇〇」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 各事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保の

ための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

【別紙】

作成日：2025年11月28日

業務主管部門名：経済開発部

課名：農業・農村開発第一グループ第三チーム

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：ネパール

案件名：（和名）ガンダキ州における SHEP アプローチに基づく高付加価値産品促進プロジェクト

（英名）The Project for the Promotion of High Value Products through the SHEP Approach in Gandaki Province (Gandaki-SHEP)

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールは南アジアに位置する内陸国であり、ヒマラヤ山脈を含む多様な地形を有する。2023年時点では国民の約6割¹²が農業に従事し、国内総生産（Gross Domestic Product :GDP）の約21%¹³を占める農業セクターは食料安全保障や雇用創出において重要な役割を果たしている。一方、国土に占める耕作可能面積が21%¹⁴に過ぎず、地形が険しく農地が分散しているため、約0.5ha未満の小規模農家¹⁵が全農家の約6割を占めている¹⁶。小規模農家では伝統的な農法が多く採用されており、また大規模な灌漑整備や機械化が困難であることが生産性の低さの要因となっている¹⁷。更に、小規模農家は農産品の適切な販売先を確保できず市場アクセスが限られているため、収益に直結しないことも課題である¹⁸。

こうした課題に対し、同国政府は、2015年に「農業開発戦略（Agriculture Development Strategy 2015-2035: ADS）」を策定、農家の生産性向上と収益向上のため、特に付加価値の高い園芸産品の生産と市場アクセス改善を推進し¹⁹、そのための農業普及活動の強化を図ってきた。同国政府の農業セクター政策に対し、JICAは小規模園芸農家が市場志向型農業を実践し、収入増を目指すことを目的とした農業普及手法であるSHEP（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）アプローチ²⁰に基づき「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト（SRC-CAP）」（2015～2020年）を実施した。我が国は無償資金協力により、肥沃な農業生産地帯である南部タライ平野と首都カトマンス近郊を繋ぐ約

¹²<https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=NP>

¹³<https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=NP>

¹⁴ agriculture-diary-2081-file-2081-03-2pdf-6568-329-1719146649.pdf “Agriculture and Livestock Diary 2081” p.2

¹⁵<https://faolex.fao.org/docs/pdf/NEP228585.pdf>, p.26.

¹⁶<https://farmertofarmer.crs.org/wp-content/uploads/2022/11/CRS-F2F-Nepal-2022-Small-Farms-Conference-Report.pdf>

¹⁷https://climateknowledgeportal.worldbank.org/sites/default/files/2019-06/CSA_Profile_Nepal.pdf

¹⁸<https://www.uncdf.org/article/6470/improving-smallholder-farmers-productivity-and-income-with-digital-innovations>

¹⁹ <https://moald.gov.np/wp-content/uploads/2024/09/ADS-Part-I-English-Version-2015.pdf>

²⁰<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/shep/>

160kmの「シンズリ道路」建設を支援、2015年に全線開通した。SRC-CAPでは、同道路沿線のバグマティ州貧困4郡においてSHEPアプローチを通じ小規模園芸農家の市場アクセス改善等による収入向上の成果を上げた。また、同国東部コシ州で実施中の「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト」（2019～2025年）においてもSHEPアプローチを活用し市場志向型農業を推進している。

同国中央部に位置するガンダキ州は、ネパール第二の都市である観光都市・ポカラ市を有し外国人観光客向けの需要が見込まれるが、平地面積が少なく野菜生産量は全7州中6位である（2021/2022年）²¹。それでも、中部丘陵地帯では標高差を活かしキャベツやカリフラワーといった冷涼な気候を好む高原野菜や、かんきつ類、コーヒー等の付加価値の高い商品作物の生産ポテンシャルは大きい。道路アクセス改善による物流増も見込まれており²²、SHEPアプローチを活用した市場志向型農業振興が期待される。こうした背景の下、同国政府はSRC-CAPの成果を踏まえ、本事業を我が国に対し要請した。

（2）ネパールに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対ネパール国別開発協力方針」（2021年）にて「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を掲げ、同国の経済発展と貧困削減による格差是正を通じ、2026年までの後発開発途上国からの脱却のための支援を行っている。また、重点分野の1つとして「経済成長及び貧困削減」のため同国農業セクターの生産性向上を通じた所得向上と生活の質改善を支援するとしている。JICAの課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」のクラスター事業戦略「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」では、小規模農家の農業生産性向上及び農業バリューチェーンの改善を通じた農業所得向上、市場志向型農業促進、特産品の高付加価値化等に資する協力を実施するとしており²³、本事業は我が国及びJICAの協力方針と整合する。また、本事業は市場ニーズに合わせた栽培作物の多様化により、気候変動に伴う気温や降水量の変更等のリスクに対応できるようになり、ネパール政府が掲げる「国家適応計画（NAP:2021-2050）」と整合する。

さらに、本事業は所得向上により農家の生活安定化への貢献が見込めること等から、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール1（あらゆる形態の貧困の撲滅）、ゴール2（飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進）、ゴール5（ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化）およびゴール8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）、ゴール13（気候変動対策）に寄与する。また、本事業は2019年に日本政府が表明した「SHEP 100万人宣言」（2030年までに少なくとも100万人の小規模農家がSHEPアプローチを通じてより良い暮らしを実現する）の推進にも寄与する。

²¹ [Statistical-Information-on-Nepalese-Agriculture-2078-79-2021-22_nshqjpj.pdf](#) p.141

²² <https://www.nepallivetoday.com/2024/07/29/road-network-expansion-receives-top-priority-in-gandaki/>

²³ https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubqq-att/agricul_text.pdf

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は、ガンダキ州を含めた複数州にて「丘陵地域におけるナッツ及び果樹プロジェクト（NAFHA）」（2023～2028年）を実施しており、農家への補助金供与、栽培技術研修の実施等により気候変動に強い果樹園やナッツ園を開発している。果樹に投資する経済力のない小規模農家に対しては、野菜等作物の生産及び販売支援も行っている。本事業と同じ実施機関が事業を担っており、裨益者が重複しないよう実施機関と調整する。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ガンダキ州において、SHEP アプローチに基づいた市場志向型農業普及を実施することにより、同州政府機関の組織力と技術力の強化等を図り、もって政府イニシアチブにより SHEP アプローチに基づいた市場志向型農業普及活動が小規模農家に対して実施され、高付加価値製品の生産および販売促進と所得向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

- 1) 対象地域：ガンダキ州カスキ郡（人口約 60 万人、2,017km²）、タナフ郡（人口約 32 万人、1,546km²）、ラムジュン郡（人口約 16 万人、1,692km²）、ゴルカ郡（人口約 25 万人、3,610km²）²⁴
- 2) プロジェクトサイト：ガンダキ州カスキ郡、タナフ郡、ラムジュン郡、ゴルカ郡の各郡内の対象市（具体的な対象市は事業開始後に選定）

※今回の活動に係る渡航地域は外務省海外安全情報において危険情報がレベル 2 以上の地域を含まず、JICA 安全対策措置において渡航措置が安全管理部長承認及び渡航禁止の地域を含まない。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ガンダキ州農業・土地管理・協同組合省（MoALMC）職員、農業開発局（DoAD）職員、アグリビジネス推進支援研修センター（ABPSTC）職員、対象 4 郡の農業ナレッジセンター（AKC）職員、対象市職員、直接支援グループ²⁵（28 グループ、約 700 名）

最終受益者：間接支援グループ²⁶（12 グループ、約 300 名）

(4) 総事業費（日本側）：約 3.5 億円

(5) 事業実施期間：2025 年 12 月～2029 年 6 月を予定（3 年 6 か月）

²⁴[Statistical-Information-on-Nepalese-Agriculture-2078-79-2021-22_nshqppj.pdf](#)

²⁵ 本事業で専門家等により支援の対象となるグループを指す。対象は農家、農業企業、農家グループ、農業協同組合で構成される。

²⁶ 本事業で研修を受けた普及員を中心とした実施機関による支援の対象となるグループを指す。対象は農家、農業企業、農家グループ、農業協同組合で構成される。

(6) 事業実施体制

- 1) プロジェクト・ダイレクター（ガンダキ州農業・土地管理・協同組合省農業開発局長）：プロジェクトの実施監理の責任者
- 2) フォーカル（ガンダキ州農業・土地管理・協同組合省農業開発部長）：専門家業務の主な調整や窓口業務を担う

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（業務主任/SHEP アプローチ、マーケティング・経営、園芸栽培、ジェンダー・社会包摂、研修管理等、合計 63 人月）
- ② 研修員受け入れ：課題別研修「アジア 市場志向型農業振興－SHEP アプローチ－（行政官）」への参加
- ③ 機材供与：事務機器等

3) ネパール側

- ① カウンターパート（C/P）の配置
- ② 執務スペース、光熱水道費
- ③ 園芸栽培指導のための C/P 及び移動手段、燃料等
- ④ その他広報等の活動実施のためのカウンターパート予算

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA が実施する課題別研修「アジア 市場志向型農業振興－SHEP アプローチ－（行政官）」に農業普及を担当する行政官を毎年派遣し、SHEP アプローチの実践を行う人材育成を継続している。当該行政官を SHEP マスタートレーナーとして位置づけ、能力強化に取り組んでいる。同研修を通じて、他の SHEP アプローチ実施国との経験・知見共有の機会を提供することにより、情報分析・発信力を高めると共に、プロジェクトに対するオーナーシップ強化を図る。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

ADB にて実施中の NAFHA もガンダキ州を対象としており、果樹のみならず野菜栽培・販売に対しても支援を行っていることから、同プロジェクトへの SHEP アプローチの導入促進や、事業担当者同士の知見共有による研修テーマの充実や質改善等の相乗効果が期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 気候変動対策（適応策）：

市場ニーズに合わせた栽培作物の多様化により、自然災害による被害リスクを分散させることができる。また、農家が栽培計画を作成・実施することにより、作物の収量の安定化が見込まれ、気候変動に対するレジリエンス強化が見込まれる。さらに、技術力・経済力が比較的高い農家に対しては、施設栽培を推進する技術支援を行う可能性があり、気候変動への適応力向上への貢献が見込まれる。なお、適応策の裨益人口は少なくとも直接支援グループの約700名を見込んでいる。

3) ジェンダー分類：(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容／分類理由>

調査にて社会・ジェンダー分析を行ったものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する指標等の設定・合意に至らなかったため。ただし、本事業は、SHEP アプローチのジェンダー主流化方針に則り、積極的に女性農家の事業活動への参加を呼びかけると共に、「夫婦は農家経営の対等なパートナー」というスローガンの下、男女平等の研修機会の提供、農家グループ内及び世帯内での男女共同意思決定促進、農家グループ内及び世帯内ジェンダー役割の見直しによる営農改善等の取り組みを農家研修にて実施する。一方、同国では夫が都市あるいは海外に出稼ぎしている間に妻が農業の主たる担い手になっている世帯も多く見られ、世帯内のジェンダー課題は多様である。そのため、プロジェクト開始時に行うジェンダー・社会包摂を含む実態調査を通じて、対象地域における課題を特定した上で、ジェンダー平等を推進する活動を行う予定。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

政府イニシアチブにより SHEP アプローチに基づいた市場志向型農業普及活動が小規模農家に対して実施され、高付加価値製品の生産および販売が促進される。

指標・目標値

- プロジェクト終了後に新たに X 以上の農家グループが SHEP アプローチに基づいた農業普及サービスを受ける。
- a の農家の X%以上が、普及活動の成果により純収入が増えたとアンケートに回答する。
- プロジェクト終了後に新たに X 人以上の政府職員が SHEP アプローチに基づいた普及活動を実施するための知識やスキルを身に付ける。

(2) プロジェクト目標：

高付加価値製品の生産および販売の促進を目指す SHEP アプローチ実施のためのガンダキ州政府機関の組織力と技術力が強化される。

指標・目標値

- プロジェクト最終年度までに、MoALMC が年間プログラムに SHEP アプローチ推進

計画を統合する。

- b. プロジェクト最終年度までに、対象市の X%が年間 SHEP 予算・活動計画を作成する。
- c. エンドライン調査時の対象農家（直接支援グループ）の平均純収入がベースライン調査時と比較し X%以上増加する。

（３） 成果

成果 1：対象郡の農業普及に係る関係機関、園芸作物栽培・流通、小規模園芸農家、ジェンダー及び社会包摂の実態を明らかにし、特定された課題解決を目指したプロジェクト実施戦略を立案する。

成果 2：政府²⁷職員が、高付加価値産品促進を目指す SHEP アプローチを実施する能力を身に付ける。

成果 3：対象市の小規模園芸農家が高付加価値産品促進のための SHEP 普及サービスを受ける。

成果 4：プロジェクト活動で得られた知見が SHEP アプローチ制度化を目指して政府間で共有・蓄積される。

（４） 主な活動

- 1.1. C/P 職員の役割を明記した実態調査方針を作成する。
- 1.2. 対象郡及び対象候補市にて、農業普及に関する関係機関、園芸作物栽培・流通、小規模園芸農家、ジェンダー及び社会包摂に関する情報を収集する。
- 1.3. 調査結果を C/P 機関と共有し、フィードバックを得る。
- 1.4. フィードバックを踏まえ、プロジェクト実施戦略を立案する。
- 2.1. SHEP アプローチ実施に関する関係部署の役割や責任を明確化する。
- 2.2. 明確化された役割や責任に基づいて、マスタートレーナー候補及び ToT（普及員に対するファリシテーション、技術強化研修を含む）受講者を特定する。
- 2.3. 対象地域の状況に合致した ToT 教材を作成する。
- 2.4. ToT の講師を務めるマスタートレーナーの育成を行う。
- 2.5. 政府職員及び必要に応じて非政府・民間機関、開発パートナースタッフ等に対して ToT を実施する。
- 2.6. SHEP アプローチ実施者に対する現場活動への支援を実施する。
- 2.7. SHEP アプローチ実施者が実施する能力強化の進捗度を測る。
- 3.1. SHEP 研修の対象市及び対象農家を選定する。
- 3.2. 対象農家の状況に合致した農家向け教材を開発する。
- 3.3. 対象農家に対して SHEP 研修を実施する。
- 3.4. 有望農家に対して、高付加価値産品促進のための個別技術支援を実施する。
- 3.5. 対象農家の意識変容・行動変容を捉えた質的情報を収集する。
- 4.1. SNS 等を用いて SHEP 実施者間で情報を共有するための効率的なプラットフォームを作成・運用する。

²⁷ MoALMC、MoALMC、DoAD、ABPSTC、AKC、対象市を指す。

- 4.2. SHEP 実施者から現場活動経験で得られた知見を取りまとめる。
- 4.3. 知見を共有するワークショップを開催する。
- 4.4. ABPSTC の各種研修コースにおける SHEP アプローチの主流化が行われる。
- 4.5. MoALMC の年間プログラムへの SHEP アプローチ推進計画の統合を支援する。
- 4.6. 対象市の年間 SHEP 予算・活動計画の作成を支援する。
- 4.7. 蓄積された知見に基づき、SHEP アプローチに基づいた普及活動実施のためのマニュアルを作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

十分な人数のカウンターパート職員が配置される。また、カウンターパート職員の異動・離職が頻繁に発生しない。

(2) 外部条件

- ・ 成果達成のための外部条件：対象地域の治安が悪化しない。
- ・ 事業目標達成のための外部条件：甚大な自然災害または著しい景気悪化が発生しない。
- ・ 上位目標達成のための外部条件：政府の小規模園芸農家支援に対する優先度が低下しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

SRC-CAP では SHEP アプローチに基づいた農業普及活動がバグマティ州の山岳地帯で実施された。標準的な SHEP アプローチでは、農家への介入は通常 1 年間であるが、同国の山岳地帯は栽培環境が比較的厳しく、農家が市場向けに出荷できる質の作物を収穫できるようになるまで、栽培技術研修を通常より長く実施する必要があった。そのため、約 2 年間かけて栽培技術指導を手厚く行った。本事業においても、農家への栽培技術指導に時間をかけ、介入終了後には農家が確実に自立して栽培活動ができるように支援する方針である。

7. 評価結果

本事業は、ネパールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針等に合致し、SDGs ゴール 1（あらゆる形態の貧困の撲滅）、ゴール 2（飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進）、ゴール 5（ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化）およびゴール 8（持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進）、ゴール 13（気候変動対策）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月 : ベースライン調査

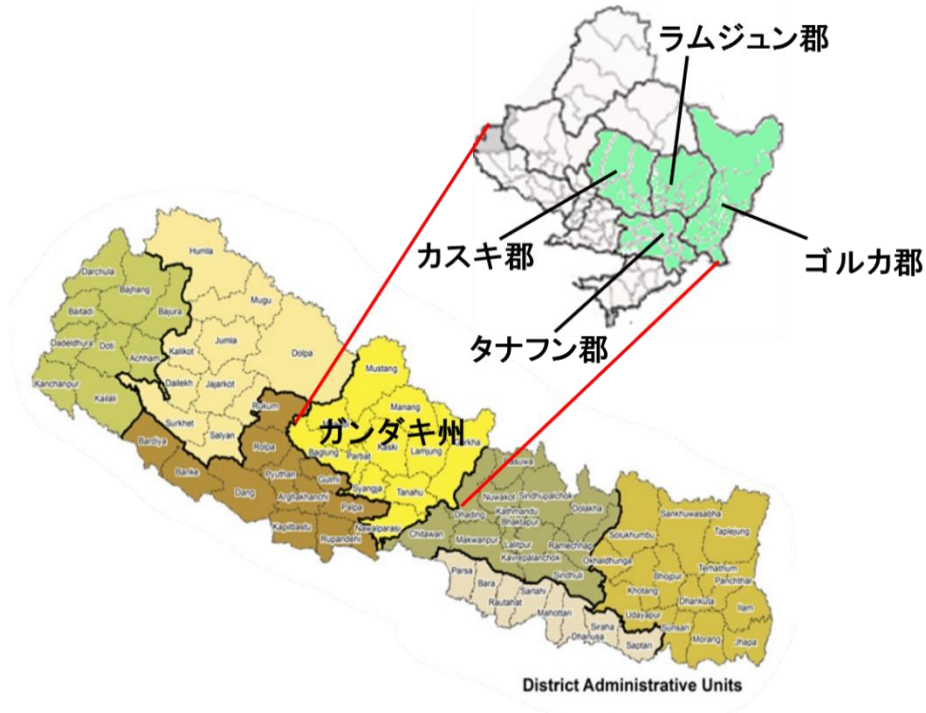
事業完了 3 年後 : 事後評価

別添: 地図

以上

別添地図：「ガンダキ州における SHEP アプローチに基づく高付加価値産品促進プロジェクト」

ガンダキ州及び対象郡（カスキ、タナフ、ラムジュン、ゴルカ）の位置



出所： <https://unmin.un.org.np/map/nepal-new-federal-administrative-unit> を元に JICA 作成

以上

作成日：2023年8月16日
業務主管部門名：経済開発部
課名：農業農村開発第二G第四T

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：モザンビーク共和国（モザンビーク）
案件名：市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト（MOZ-SHEP）
Project for Promotion of Urban and Peri-Urban Market-Oriented Horticulture Production (MOZ-SHEP)

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
モザンビーク共和国（以下、「同国」という。）の農業部門は国内総生産（GDP）の約28%（2021年）を占め²⁸、綿花、サトウキビ、タバコなどの輸出作物とトウモロコシ、キャッサバ、豆などの自給作物を含む幅広い作物に適した多様な気候条件を持つ。全人口の約7割を占める農業従事者²⁹の約98%が天水農地面積10ha未満あるいは灌漑農地面積5ha未満の小規模農家であり³⁰、中小規模農家の平均耕作面積は約1.2haである³¹。同国南部のマプト首都圏の平均耕地面積は全国平均よりさらに小さく³²、同地域の園芸作物に適した環境を利用することで、都市近郊の特性を生かした小規模農家支援の可能性があると見える。

近年、同国政府は、食糧安全保障と経済発展を促進する手段として、作物の多様化や現金収入の確保に重要な役割を果たすとされる園芸振興を進めており、「農業セクター開発戦略計画2030（PEDSA II）」（2022年）では、同国が高い農業ポテンシャルを持ちながらも低い生産性に留まっている現状を踏まえ、農業生産性や競争力向上、農産物市場の活性化等を目標に掲げ、目標達成のための優先計画の一つとして、小規模農家を持続可能で競争力を有するバリューチェーンに結びつけていくとしている。

²⁸ 世銀データベース，2023（<https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=MZ>）

²⁹ Mozambique Economic Update Getting Agricultural Support Right（世銀、2022）（<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099524206212215648/pdf/IDU093b925ec0187c043db0b41c055df875bbba9.pdf>）

³⁰ 2020年総合農業調査https://www.agricultura.gov.mz/wp-content/uploads/2021/06/MADER_Inquerito_Agrario_2020.pdf

³¹ 同上。

³² 同上。

しかし、こうした政府計画にもかかわらず、同国で農業普及員による指導を受けている中小規模農家の割合は 7%程度に過ぎず³³、農家は農薬・肥料等の適正使用方法等、農業技術に関する知識や情報不足に起因する低収量、低品質等の課題を抱えている。販売面でも市場価格に関する情報を得ている農家は 4 割程度とみられ³⁴、多くの農家は適正価格での販売ができていない。

また、技術力や栽培施設の不足により周年栽培を実現できる農家が非常に限られているため、マプト首都圏では地場野菜が品薄になり、南アフリカ産を始めとした輸入品の割合が増加する時期が毎年発生している。

上記背景から、同国政府は、ケニアにおける JICA 技術協力プロジェクトで開発され、現在世界約 60 か国で実践されている「市場志向型農業普及アプローチ³⁵ (Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) (以下、「SHEP アプローチ」という。))」を同国南部のマプト首都圏にて実施することで農家による市場を意識した生産を促進し、対象小規模農家の所得向上、並びに都市部の農産物、特に野菜の需要に対応できるようになることを目指すため本事業を要請した。

(2) 当該国の農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対モザンビーク共和国国別開発協力方針(2020年9月)」における重点分野「経済成長・生産性向上・雇用の創出」の中の「小農支援プログラム」は、小農支援のための技術普及体制の整備、農業従事者の組織化、適切な農業技術の指導による農業生産性の向上に取り組む協力プログラムである。本事業はこのプログラムを構成するプロジェクトの一つとして、SHEP アプローチの実践により小規模農家に対する普及サービスの改善を図るもの。また、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」の「小規模農家向け市場志向型農業の振興」にも合致するため、本事業は我が国の対モザンビーク協力方針、及び JICA の課題別事業戦略と整合的である。

また、本事業は TICAD において「稼ぐ」ための農業転換支援の一つとして我が国が打ち出した「市場志向型農業振興アプローチ(SHEP)」を具体化するとともに、SDGs 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標 8「働きがいも経済成長も」にも貢献する。

³³ 2020年総合農業調査https://www.agricultura.gov.mz/wp-content/uploads/2021/06/MADER_Inquerito_Agrario_2020.pdf

³⁴ 同上。

³⁵ JICA がアフリカやアジアの国々で導入・実施している小規模園芸農家支援のアプローチ。野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。

(3) 他の援助機関の対応

国連食糧農業機関（FAO）及び世界銀行は「モザンビークにおける包摂的な食糧安全保障と栄養のための持続可能な家族農業（Sustainable Family Farming for Inclusive Food Security and Nutrition in Mozambique: SUSTENTA）」（2020-2024年）において、家族経営農家に対し生産者の能力向上、市場アクセスの改善、技術支援、金融支援等を実施している。

また、国際農業開発基金（IFAD）は「包括的な農業バリューチェーン開発プログラム（Inclusive Agrifood Value Chain Development Programme/ Programa de Desenvolvimento Inclusivo da Cadeia de Valor Agrifood: PROCAVA）³⁶（2019-2030年）において、マプト州を含む南部を中心に全国で園芸部門の発展を促進。主に、灌漑地域の園芸作物のマーケティング支援を含むバリューチェーン開発を支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、マプト市及びマプト州マトラ市、同州ボアネ町において、市場志向型の都市近郊園芸栽培推進普及サービス（MOZ-SHEP パッケージ）の開発、普及職員の能力強化と MOZ-SHEP パッケージを継続的に実施するための制度化の検討を行うことにより、小規模農家の所得向上を図るもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

マプト市（人口 1,124,988 人、面積 347km²）及びマプト州マトラ市（人口 1,029,426 人、面積 402 km²）、マプト州ボアネ町（人口 105,290 人、面積 597km²）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象地域の事業対象農家（約 1,120 戸）、農業普及担当職員及び農業普及員（約 130 人）

最終受益者：マプト市、マトラ市、ボアネ町の小規模園芸農家（約 26,000 人）

(4) 総事業費（日本側） 5.4 億円

(5) 事業実施期間

2024 年 6 月～2029 年 5 月を予定（計 60 カ月）

(6) 事業実施体制

- ・ マプト市役所地域経済開発局（Vereação de Desenvolvimento Económico Local）
- ・ マトラ市役所市場・定期市局（Área de Mercados e Feiras）
- ・ ボアネ町役場経済活動局（Vereação de Actividades Económicas）

³⁶ <https://www.ifad.org/en/web/operations/-/project/2000001981>

上記はいずれも農業普及の実施を担当する局であり、事業の主たる実施機関。以下は主たる実施機関に対して政策的・技術的協力を行う協力機関。

- ・ 農業・農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : MADER)
協力・市場局及び家族農業開発局
- ・ 農業振興村落普及基金 (Fund for Agrarian Development and Rural Extension, Public Fund : FAR, FP)
- ・ マプト州農業水産局 (Maputo Provincial Directorate of Agriculture and Fisheries : DPAP)
- ・ マプト州経済活動事務所 (Maputo Provincial Services Office of Economic Activities : SPAE)
- ・ マプト市経済活動事務所 (Maputo Municipality Services Office of Economic Activities : SAE)
- ・ マトラ郡経済活動事務所 (Matola District Services Office of Economic Activities : SDAE)
- ・ ボアネ郡経済活動事務所 (Boane District Services Office of Economic Activities : SDAE)

なお、同国政府は FAR,FP が将来的に農業普及行政を主導するよう組織改革を進めている。現状は、DPAP、SPAE、SAE、SDAE の既存普及体制と FAR,FP が並行して機能している状況。

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 197P/M) : チーフアドバイザー/SHEP アプローチ、業務調整/研修管理、園芸栽培、ジェンダー主流化、モニタリング・評価
- ② 研修員受け入れ : 本邦研修/第三国研修 (市場志向型農業振興 (SHEP))
- ③ 機材供与 : 車両、自動二輪車、事務機器等

2) モザンビーク側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③ 事業事務所用施設

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興 (SHEP)」への同国研修員受け入れを行い、一部の帰国研修員はその後、国内の農業普及員向けに SHEP アプローチの普及を目的とした研修の講師を務め、SHEP 実践者を養成して

いる。今後も SHEP 関連研修・ワークショップに本事業のカウンターパートを派遣し、SHEP アプローチに対する知識の深耕を促進し、SHEP マスタートレーナー³⁷としての能力を強化する。また、アフリカ地域を対象にした SHEP 国際ワークショップといった他の SHEP 実施国との経験・知見共有の機会等も今後設定し、情報分析・発信力を高めると共に、オーナーシップ強化を図る予定。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

IFAD と JICA は、SHEP アプローチ実施における連携について 2018 年に協力覚書を取り交わした。同国では IFAD が支援する PROCAVA が実施されており、本事業の対象地であるマプト州においても活動が行われている。PROCAVA の普及担当職員及び農業普及員に対して MOZ-SHEP の普及手法を指導し、MOZ-SHEP に則った農家向け研修を PROCAVA においても実施するといった連携を検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

③ カテゴリ分類 C

④ カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

社会的弱者である若年農家、非識字農家、非ポルトガル語話者、土地なし農家が、本事業への参加により収益性の高い園芸生産・販売を行い、生計向上が実現するといった効果が考えられる。

また、気候変動を考慮した MOZ-SHEP パッケージの設計・開発、能力強化を行う可能性があるため、本事業は気候変動対策（緩和・適応）に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類： 【ジェンダー案件】 ■GI (S) ジェンダー活動統合案件 ＜活動内容／分類理由＞

調査にて、対象地域において園芸農業が主に女性によって担われていることが判明したことから、実態調査にてジェンダーを含む調査を行い、その結果を MOZ-SHEP パッケージ開発に反映する計画であるため。また、ジェンダー主流化専門家を投入し、女性や社会的弱者の本事業への参加を促す工夫等の提案、女性や社会的弱者が事業の便益を十分享受できているかモニタリングを行う計画であるため。

³⁷ 農業普及員に対して SHEP アプローチの研修を行うトレーナー。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:実施機関によって MOZ-SHEP パッケージが継続的にプロジェクト対象地域で実施される。

指標及び目標値:

1. X人以上の小規模農家が MOZ-SHEP パッケージに基づいた普及活動に参加する。
2. 対象農家の X%以上が、MOZ-SHEP の成果により純収入が増えたと回答する。
3. X人以上の普及担当職員が MOZ-SHEP パッケージを実施するための知識やスキルを身に付ける。

(2) プロジェクト目標: MOZ-SHEP パッケージが開発・実施され、農家の園芸所得が向上する。

指標及び目標値:

1. エンドライン調査時の対象農家の対象作物からの純収入がベースライン調査時と比較し X%以上増加する。
2. 対象農家の X%が市場関係者から継続的に（少なくとも作期ごとに）経営に資する情報を収集している。

(3) 成果

成果 1: 対象地域の小規模農家、園芸生産、市場流通、ジェンダー、関連事業に関する実態が明らかになる。

成果 2: MOZ-SHEP パッケージが開発される。

成果 3: MOZ-SHEP パッケージを実施する職員が育成され、現場活動が実施される。

成果 4: MOZ-SHEP パッケージを継続的に実施するための制度化が検討・提案される。

(4) 主な活動

1.1. 実態調査におけるカウンターパートの役割を明確化する。

1.2. 対象地域の小規模農家、園芸生産、市場流通、ジェンダー、関連事業に関する実態調査実施計画を立てる。

- 1.3. 実態調査を実施し、データを収集する。
- 1.4. 実態調査の分析結果を取りまとめ、MOZ-SHEP パッケージ開発に資する提案を行う。
- 2.1. 3 市町及び普及関係機関が参加する MOZ-SHEP パッケージ開発のためのタスクフォースを設置する。
- 2.2. 実態調査の提案に基づいて MOZ-SHEP パッケージの方向性を関係者間で検討する。
- 2.3. TOT 教材を開発する。
- 2.4. 農家研修教材を開発する。
- 2.5. ICT 等を活用した効率的な活動モニタリングシステムを開発する。
- 2.6. MOZ-SHEP パッケージの実施マニュアルのドラフトを作成する。
- 2.7. 現場活動の結果を踏まえて MOZ-SHEP パッケージの実施マニュアルを適宜改訂し、最終化する。
- 3.1. TOT の講師を務めるマスタートレーナーの育成を行う。
- 3.2. MOZ-SHEP 実施者に対する TOT を実施する。
- 3.3. 対象農家を選定する。
- 3.4. 対象農家に対して MOZ-SHEP 活動を実施する。
- 3.5. MOZ-SHEP 実施者に対する現場活動への支援を実施する。
- 3.6. 現場活動の成果と課題をレビューする。
- 3.7. 好事例について情報を収集してとりまとめ、広報活動を行う。
- 3.8. MOZ-SHEP 実施者の能力強化度合いを測定する。
- 4.1. 継続的な TOT 実施のための人員・予算計画を立てる。
- 4.2. プロジェクト終了後の MOZ-SHEP パッケージ実施のための人員・予算・活動について関係者間で協議を行う。
- 4.3. プロジェクト終了後の MOZ-SHEP パッケージ実施のための人員・予算・活動計画を立てる。
- 4.4. 他地域や他機関にプロジェクトの成果を共有するためのワークショップを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・十分な人数のカウンターパート職員が配置される。

(2) 外部条件

- ・政府の小規模園芸振興への優先度が低下しない。
- ・対象地域において自然災害や干ばつ、洪水等の深刻な天候不順が発生しない。
- ・園芸作物の価格が著しく下落しない。
- ・カウンターパート職員の異動・離職が頻繁に発生しない。

- ・対象地域の治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

SHEP アプローチを用いて普及改善を行うことを目的とした類似事業であるルワンダ国「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」(2014~2019年)では、農業普及を所掌とする農業省の地方出先機関が農家に対して専門的な助言をする役割を担っていた。他方、地方行政省の出先事務所は、専門的知識は十分とは言えないものの、農村住民に最も近い行政単位にまで農業普及員を配置し、日常的にほ場を訪問する役割を担っていた。同プロジェクトは当初、前者を主たる実施機関として活動を進めていたが、農家に対してより丁寧な普及活動がしやすいという理由から、後者との SHEP 実施に重きが置かれるようになった。この結果、プロジェクト中盤までに前者のプロジェクトへの関与が希薄になり、プロジェクトとしての技術的持続性や将来の面的展開を見据えたルワンダ側のナレッジの蓄積が困難になる状況が発生した。そのため、同プロジェクトは関係機関の役割と責任を再整理し、必要に応じて機関間の覚書を結ぶなどして、持続性や発展性を高めるための実施体制の再構築が必要となった。本事業においても、既存普及ラインと、新たな普及ラインの 2 重構造の中で普及サービスを提供する体制となるため、将来を見据えたナレッジの蓄積の仕方や、持続性や発展性の向上のための実施体制の最適化を常に探りながら事業を運営していく必要がある。

さらに、同プロジェクトから得られる教訓として、共同ほ場を使った栽培技術の効果的な伝達が挙げられる。ルワンダでは、農家グループが所有する共同ほ場と個人が所有する小規模な個人ほ場の 2 か所で野菜を栽培するという営農形態が一般的であった。そこで、同プロジェクトでは、農家グループメンバーが新たな技術を学ぶきっかけとなる共同ほ場において、デモンストレーション等、実践的な内容の技術研修を行った。その後、共同ほ場で日常的な農作業を通じて新技術を体得した農家は、個々人に割り当てられた区画(個人ほ場)においても学んだ技術を随時適用した。この結果、メンバー間での技術伝播が早く、共同ほ場のみならず、個人ほ場においても所得向上効果を得ることができた。農家の営農形態が類似している本事業でも同様に、栽培指導を行う際にはグループの既存の共同ほ場を利用し、農家が身近な環境の中で様々な技術を実践的に学べるよう、現地技術研修を開催することで、最も効率よく、また効果的に対象農家に技術を伝えることを目指す。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、SHEP モデルの推進を通じて対象地域農家の所得向上に資するものであり、SDGs 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標 8「働きがいも経済成長も」に貢献すると考えられ

ることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6カ月以内 ベースライン調査

事業終了3年後 事後評価

以上

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：エチオピア連邦民主共和国（エチオピア）
案件名：市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2

Project for Smallholder Horticulture Farmer Empowerment through Promotion of Market Oriented Agriculture Phase 2

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）は、人口の79.2%（2018年）³⁸が農村部に暮らし、エチオピアの雇用の約67%（2019年）³⁹を農業が生み出している。農業のGDPに占める割合は約38%（2021年）⁴⁰であるものの、農業は毎年7%弱の堅調な成長を遂げており、エチオピアの経済を牽引する最も重要なセクターとされている⁴¹。

2021年に国会承認されたエチオピアの長期経済計画である10カ年開発計画（2021～2030年）では、2030年までの開発方針として「生産性と競争力の強化」を打ち出し、農業セクターにおいては農家の生計向上、付加価値のある農産物の輸出、農村での雇用機会の創出等に取り組むとしている。その中で、重点分野の1つとして園芸作物振興が定められており、特に灌漑栽培や都市近郊農業の振興によって園芸作物の生産拡大を目指すとしている。さらに、2017年に策定された国家農業普及戦略及び国家園芸開発マーケティング戦略でも、農業の競争力強化のため園芸作物振興に取り組むとしている。

しかし、国家農業普及戦略では、市場志向型農業振興の方針・方策として掲げられている一方、具体的な普及手法は明確になっておらず、職員の技術力不足や市場志向型農業に対する理解不足といった課題のため、農業普及の現場では市場ニーズをとらえた栽培指導が行われない状況が続いていた。

³⁸ <https://www.fao.org/faostat/en/#country/238>

³⁹ <https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=ET>

⁴⁰ <https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=ET>

⁴¹ National Planning Commission. (2016). Growth and Transformation Plan II (2015/16-2019/20).

このような状況下、同国政府は、ケニアの JICA 技術協力プロジェクトで開発された市場志向型農業振興の普及手法である「Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP) アプローチ」をエチオピアで実践すべく、技術協力プロジェクト「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」(2017~2023年)(以下、「フェーズ 1」という。)を要請、市場志向の農業普及強化に取り組んだ。フェーズ 1 では、アムハラ州、オロミア州の 2 州を対象とし、小規模園芸農家の栽培技術、販売力、経営力を強化することにより、対象農家の園芸作物販売収益を平均で 2 倍以上に向上させることができた。また、同国政府の園芸普及文書へ SHEP アプローチの考え方が反映され、上記 2 州ではカウンターパートの自助努力によりプロジェクト対象地域以外でも SHEP アプローチを取り入れた活動が行われるようになってきている。この成功を受け、同国政府は、より広範囲での持続可能な政府園芸普及システムへの改善及び他開発パートナー等への SHEP アプローチの波及を目指し、フェーズ 2 に当たる本事業の実施を要請した。

(2) エチオピアに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対エチオピア連邦民主共和国国別開発協力方針」(2017 年)の重点分野(中目標)の 1 つとして「農業・農村開発」への協力を行うとしており、特に農業生産量・生産性向上、市場アクセス改善及びマーケティング支援による小規模農家の所得向上への取り組みを重要視している。本事業は、この中目標における協力プログラム「農村の市場経済化プログラム」の一つとして位置づけられ、SHEP アプローチの推進による市場志向型農業への転換支援、農業生産性向上、市場アクセス改善のための能力・体制強化に取り組むものである。また、干ばつ、洪水等の自然災害や人口増による食料安全保障の脆弱性克服にも資することから、我が国の対エチオピア協力方針との整合性が高い。

また、本事業は、JICA のグローバルアジェンダ(課題別事業戦略)「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」において重点的に取り組む SHEP クラスタに位置づけられる。SHEP アプローチは上述の通りケニアを発端に世界 30 カ国以上で広域展開、その有効性が確認されており、2019 年の第 7 回アフリカ開発会議(TICAD 7)にて日本政府は「SHEP 100 万人宣言⁴²」を行った。本事業でも課題別研修、国際ワークショップ等と連携の下、人材育成活動を進めて行く。

更に、本事業は持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の目標 1(貧困をなくそう)、目標 2(飢餓をゼロに)、目標 5(ジェンダー平等を実現しよう)、目標 8(働きがいも経済成長も)及び目標 10(人や国の不平等をなくそう)への貢献が期待できる。

⁴² 2030年までに100万人の小規模農家がSHEPを通じてより良い暮らしを実現することを目標。

以上により、本事業はエチオピアに対する我が国および JICA の協力方針等に合致している。

(3) 他の援助機関の対応

他の援助機関による市場志向型農業支援の類似事業としてオランダが支援するエチオピア園芸生計イノベーション・食糧安全 (Horti-LIFE) プロジェクト⁴³が挙げられる。フェーズ 1 での連携実績はないものの、本事業実施中に連携可能性を検討する予定である。

また世界銀行、国際連合食糧農業機関 (FAO)、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) 等による協調融資「第二次農業成長プロジェクト (Second Agricultural Growth Project: AGP II)」⁴⁴ (2015~2023 年: 総額 661.8 百万米ドル) では、農業生産性向上と小規模農家の商業化を目指し灌漑整備、農業普及・研究等を支援しており、フェーズ 1 では、SHEP アプローチの展開活動の際、AGP II 予算が一部充当された。現在、AGP II の後継プロジェクトとして、約 600 百万米ドルの「食糧システム強靱性プログラム (Food Systems Resilience Program: FSRP) 計画されており、本事業でも連携が期待される。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、アムハラ州、オロミア州、シダマ州、南部諸民族州において、市場志向型園芸振興のため、「エチオ SHEP パッケージ」⁴⁵を実践する政府機関の体制整備、現場での実施、及び他開発パートナー等との連携により、小規模農家の生計向上を図り、もって農家の生計向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

1) 対象州：アムハラ州、オロミア州、シダマ州、南部諸民族州

2) プロジェクトサイト (対象県等、詳細は事業開始後選定)：

① アムハラ州：ウエストゴジャム県、アウイ県 (いずれもフェーズ 1 対象県) 及び新規対象県

②オロミア州：ジンマ県、アルシ県 (いずれもフェーズ 1 対象県) 及び新規対象県

⁴³ <https://snv.org/project/hortilife>、及び<https://snv.org/update/horti-life-project-launches-ethiopia>

⁴⁴ <https://www.gafspfund.org/projects/agricultural-growth-project-ii-agp-ii>

⁴⁵ ケニアで開発された SHEP アプローチをエチオピアの状況に合致する形で修正したエチオピア版 SHEP アプローチの活動群を指す。SHEP アプローチが推奨する標準的な活動すべてを行う「標準パッケージ」と、実施機関の予算・人員面が十分でない中でも実施できる「簡易パッケージ」の 2 つがある。

③シダマ州：新規対象県

④南部諸民族州：新規対象県

(3) 本事業の受益者

直接受益者：

・連邦農業省農業・園芸開発セクター職員、対象州、県、郡の普及部門スタッフ

(約 140 名)

・対象郡の小規模園芸農家グループ

(36 グループ、約 3,000 農家)

最終受益者：

・約 30,000 農家を想定⁴⁶

(4) 総事業費（日本側）：約 5 億円

(5) 事業実施期間

2023 年 8 月～2028 年 7 月を予定（計 60 カ月）

(6) 事業実施体制

1) プロジェクト・ダイレクター（連邦農業省農業・園芸開発セクター次官）

2) プロジェクト・マネージャー（連邦農業省農業・園芸開発セクター園芸開発局長、対象各州農業局担当部長）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 187P/M）：

・長期：総括／パートナー連携、モニタリング・データ分析／研修、業務調整/野菜栽培等

・短期：ジェンダー・社会包摂、栽培技術等

② 研修員派遣：SHEP 課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業（行政官コース）」

③ 機材供与：車両、バイク、タブレット、プロジェクト事務所用事務機器等

2) エチオピア側

① カウンターパート職員の配置

⁴⁶ 本事業で連携する他開発パートナー等が実践するSHEP活動による受益者は含まない。

上記（６）１）、２）に加え、フォーカルパーソン（州農業局、県農業事務所、郡農業事務所）、担当農業普及員（村）を配置。なお、直接のカウンターパートではないものの農業・園芸普及局とも情報共有を進める。

- ３）事業実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
連邦農業省及び対象州農業局における執務スペース、什器、事務機器、活動実施のためのカウンターパート資金

（８）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

SHEP 課題別研修、SHEP 国際ワークショップ等に本事業のカウンターパートを派遣し、SHEP アプローチに対する知識深耕能力強化、他の SHEP 事業実施国との経験・知見共有の機会提供により、情報分析・発信力や事業オーナーシップ強化を図る。

また、現在エチオピアで実施中の他のプロジェクト（「栄養センシティブ農業モデル村構築プロジェクト」、「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」、「農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト」等において、「エチオ SHEP 普及パッケージ」を活用した栽培技術や所得向上支援が計画されている。

この他、JICA 緒方貞子平和開発研究所が九州大学、エチオピアのハワッサ大学等と共同で行う研究「SHEP を通じた意思決定過程への女性の関与の程度が生計戦略と家計内経済厚生に及ぼす影響」（2021～2025 年予定）では、本事業受益者を対象にジェンダー影響を調査研究する予定である。更に、ハワッサ大学に対しては、本事業プロジェクトサイトで教員等の農業普及に関する教育機会の提供を検討している。

２）他の開発協力機関等の援助活動

ササカワ・アフリカ財団とは、フェーズ 1 において情報交換、現地視察等の交流を行った。これを踏まえ同財団はエチオピアにおいて「エチオ SHEP パッケージ」を用いた活動を実施中であり、本事業でも連携を継続予定である。

IFAD の「参加型小規模灌漑開発プログラム（Participatory Small-scale Irrigation Development Programme II: PASDIP II）」（2016～2024 年）は、フェーズ 1 と協力関係にあり、相互現地視察、協議等を通じ IFAD による SHEP アクションプラン策定が行われた。PASDIP II の後継プロジェクトに当たる「参加型農業気候変動プログラム（Participatory Agriculture and Climate Transformation Programme: PACT）」（2023～2030 年予定）でも SHEP アプローチの活用が検討されており、PACT 実

施マニュアル⁴⁷にも SHEP を実施する旨記載されている。

オランダの上記 Horti-LIFE プロジェクトでは、今後 6 年間、150 郡における野菜農家に対する農家研修（Farmer Field School: FFS）が予定されており、本事業の対象プロジェクトサイトが重なる場合には SHEP と FFS を組み合わせた形での連携を検討する。

また、世界銀行、FAO、USAID 等の上記 AGP II 及び FSRP の融資資金を活用し、本事業プロジェクトサイトで「エチオ SHEP パッケージ」の一部実施が連邦農業省により検討されている。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）横断的事項

本事業を通じ、気候変動等の影響による食料安全保障の脆弱性に対し農家が気候変動等リスクを踏まえた主体的な農業経営を行うようになることがと期待される。

3）ジェンダー分類：

GI（S）ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>

ジェンダー分析を行った結果、農業や世帯内における固定的な性別役割などジェンダーに基づく課題が確認された。本事業は、積極的に女性農家の事業活動への参加を呼び掛けると共に、「夫婦は農家経営の対等なパートナー」というスローガンの下、男女平等の研修機会の提供、農家グループ及び世帯における男女共同意思決定の促進やジェンダー役割の見直しによる営農改善等の取り組み等を通じて意識や行動変容を目指し、指標については可能な限り男女別データを取得する予定である。更に、対象農家グループに対するジェンダー啓発研修の実施、女性参加を促す研修方法の考案等、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを実践する。また、上記の JICA 緒方貞子平和開発研究所による調査を通して分析された結果をもとに、ジェンダー平等を促進する活動を組み

⁴⁷ <https://www.ifad.org/documents/38711624/39485424/PACTPIM20221021.pdf/93355d2e-ecc1-6771-4803-cfcab2dfd501?t=1666876415927>

込む工夫を行う。

(10) その他特記事項

女性農家に加え、社会的弱者である土地無し・非識字・若年農家や紛争影響を受けた農家等に対し、短期派遣を予定しているジェンダー・社会包摂専門家により本事業への参加促進の工夫や事業便益の享受に係るモニタリング等の活動を通じたエンパワーメント（例：組織化による園芸販売、新たな農地借入等による起業等）を図る。

アムハラ州及びオロミア州については、治安情勢が流動的かつ渡航禁止地域を一部含む、また南部諸民族州の一部は注視すべき治安情勢であるため、新規対象県の選定にあたっては、安全管理部と相談のうえ、決定を行う

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

政府、開発パートナー、NGO、その他機関によりエチオ SHEP パッケージ（標準パッケージ及び簡易パッケージ）が広く持続的に実施され、対象農家⁴⁸の生計が向上する。

指標及び目標値：

- ① 政府及びその他機関の作成する文書にエチオ SHEP パッケージの実施方針が示される。
- ② 政府及びその他機関によりエチオ SHEP パッケージが毎年計 XX 以上の農家グループに実施される。
- ③ 対象農家の少なくとも X%がエチオ SHEP パッケージの実施により生計が向上したと回答する^{49**}。
- ④ X 以上のその他機関がエチオ SHEP パッケージを実施する。

(2) プロジェクト目標：

エチオ SHEP パッケージが実施された対象州で、対象小規模農家の生計が向上する。

指標及び目標値：

- ① 政府の標準パッケージの支援を受けた対象農家の園芸収入が X%向上する
- ② 政府の簡易パッケージの支援を受けた対象農家の少なくとも X%が園芸からの収入が向上したと回答する。

⁴⁸ 本事業で直接支援対象とした農家以外も含む。

⁴⁹ 生計向上の測定は、悉皆調査ではなく、サンプル調査で実施する。調査に用いる指標は、家計及び生活に関する変化を質的に捉えたものを中心とし、ジェンダーや気候変動等の外部からのショックへのレジリエンスといった観点も含めながら総合的な判断ができるものを事業開始後に決定する。

- ③ 対象農家の少なくとも X%がエチオ SHEP パッケージの実施により生計が向上したと回答する**。
- ④ X以上のその他機関がエチオ SHEP を実施する。

(3) 成果

- 成果 1 : アムハラ州、オロミア州において、簡易パッケージを実践する体制(方針、予算、人員)が整備され、南部諸民族州とシダマ州では同体制が提案される。
- 成果 2 : アムハラ州、オロミア州において簡易パッケージの効果レビューが行われ、政府により継続的に実施される。
- 成果 3 : 南部諸民族州、シダマ州において標準パッケージ実践による効果が確認され、簡易パッケージの実施が試行される。
- 成果 4 : 開発パートナー、NGO、その他機関によりエチオ SHEP パッケージが実施される。

(4) 主な活動

- 1.1 アムハラ州、オロミア州の簡易パッケージ実施方針を検討し、文書化する。
- 1.2 アムハラ州、オロミア州において、簡易パッケージを実践するための州、県、郡、村レベルの実施者の役割・責任を明確化する。
- 1.3 アムハラ州、オロミア州において、簡易パッケージを実践するための予算を検討し、年間予算を確保する。
- 1.4 アムハラ州、オロミア州において、簡易パッケージを実践するための人員を毎年配置する。
- 1.5 南部諸民族州、シダマ州において、簡易パッケージ実施方針を提案する。
- 1.6 南部諸民族州、シダマ州において、簡易パッケージを実践するための州、県、郡、村レベルの実施者の役割・責任を提案する。
- 1.7 南部諸民族州、シダマ州において、簡易パッケージを実践するための予算を検討する。
- 1.8 南部諸民族州、シダマ州において、簡易パッケージを実践するための人員を検討する。

<アムハラ州、オロミア州における活動>

- 2.1 実施済みの簡易パッケージの効果レビューを行う。
- 2.2 実施済みの簡易パッケージの課題を特定し、必要に応じて改善を行う。
- 2.3 改善された簡易パッケージの TOT を行う。
- 2.4 改善された簡易パッケージを政府により実施する。
- 2.5 ICT を用いた効率的な活動モニタリングシステムを開発・運用する。
- 2.6 簡易パッケージ実施状況をモニタリングし、成果と課題を特定し、必要に応

じて改善を行う。

＜南部諸民族州、シダマ州における活動＞

- 3.1. 標準パッケージ実施対象県・郡・村を選定する。
 - 3.2. 標準パッケージのTOTを行う。
 - 3.3. 標準パッケージを実施する。
 - 3.4. 標準パッケージ実施状況をモニタリングし、成果と課題を特定し、必要に応じて改善を行う。
 - 3.5. 改善された簡易パッケージのTOTを行う。
 - 3.6. 簡易パッケージを政府により実施する。
 - 3.7. 簡易パッケージ実施状況をモニタリングし、成果と課題を特定し、必要に応じて改善を行う。
 - 3.8. 2.5で開発された活動モニタリングシステムを運用する。
-
- 4.1. 開発パートナー、NGO、その他機関にエチオ SHEP パッケージを紹介する。
 - 4.2. 開発パートナー、NGO、その他機関にエチオ SHEP パッケージのTOTを実施する。
 - 4.3. 開発パートナー、NGO、その他機関に対して必要に応じて活動支援のための助言を行う。
 - 4.4. 開発パートナー、NGO、その他機関によるエチオ SHEP の実施状況について情報を収集する。

| |
|---------------------|
| 5. 前提条件・外部条件 |
|---------------------|

(1) 前提条件

十分な人数のカウンターパート職員が配置される。

(2) 外部条件

- ・ 成果達成のための外部条件：1.カウンターパート職員の異動・離職が頻繁に発生しない。2.対象地域の治安が悪化しない。3.感染症対策のための厳しい移動制限が課せられない。
- ・ プロジェクト目標達成のための外部条件：1.対象地域において自然災害や干ばつ、洪水等の深刻な天候不順が発生しない。2.園芸作物の価格が著しく下落しない。
- ・ 上位目標達成のための外部条件：政府及びその他機関の小規模園芸振興への優先度が低下しない。

- ・ 上位目標達成維持のための外部条件：小規模園芸に関する政策が劇的に変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フェーズ1では、対象地域・グループの実態把握のため、事業開始後の現状分析調査の実施や対象地域・グループ選定時のプロポーザル方式の導入が有用との教訓が得られた。本事業では、特に新規対象2州においてプロポーザル方式による対象地域・グループ選定を行うことで当該地域の営農状況や農家組織、市場へのアクセス状況等、普及サービス実施に不可欠な情報を早期に把握する方針である。

ケニア国「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト」(2010～2015年)(評価年度2018年)は、先行する「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト」(2006～2009年)の後継プロジェクトとして、より広域・受益者規模を拡大して行われた事業であるが、新規地域での活動業務量が過多になり、中間時点では農家に対するフォローアップ活動が不足する状態が確認され、事業後半ではICT活用によるモニタリングシステム構築・活用促進等を行い、広域をフォローアップする効率的な体制構築に努めた。本事業でも、ICTの積極活用による現場情報を即時に把握できるようなシステムを構築し、効率的な活動運営を行うとともに、治安悪化や感染症流行等の不測の事態でも遠隔対応出来る体制を整備する方針である。

7. 評価結果

本事業は、SHEPアプローチの推進を通じて小規模農家の市場対応能力及び生計向上に資するものであり、エチオピアの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの対エチオピア協力方針及びSHEPクラスターに合致し、SDGs目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」及び目標10「人や国の不平等をなくそう」に貢献すると考えられることから、その必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

- ・ 事業開始6か月～1年後に順次：ベースライン調査(エチオ SHEP 標準パッケージの農家研修で行うベースライン調査により、介入開始前のベースラインデータを収集することとする。簡易パッケージでは前記調査に代わる方法を検討する。)
- ・ 各農家グループへの介入開始2年後目途に順次：エンドライン調査

- ・ 事業完了 3 年後：事後評価

以上